

山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱

制定	平成 26 年 3 月 31 日
一部改正	平成 26 年 6 月 13 日
一部改正	平成 27 年 5 月 29 日
一部改正	平成 28 年 6 月 27 日
一部改正	令和 元年 9 月 24 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日

(通則)

第 1 条 山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知。）、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、実施要綱第 3 の 1 に規定する農地中間管理機構事業及び実施要綱第 3 の 2 に規定する機構集積協力金交付事業の円滑な推進を目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象及び補助率)

第 3 条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の経費、補助率及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書、提出期限)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、計画変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む。）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付申請時にチェックシートを知事に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、実績報告時にチェックシートを知事に提出すること。

（補助金の交付決定）

- 第6条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 2 事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合、事業実施主体は知事の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、前項により事前着手した後に第1項の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

（遂行状況報告）

- 第7条 事業実施主体は、別表の区分の欄の1の事業について、補助金の交付決定があった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書、提出期限）

- 第8条 事業実施主体は、当該補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 第4条第2項のただし書による補助金の交付申請をした事業実施主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、当該消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 第4条第2項のただし書による補助金の交付申請をした事業実施主体は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、事業実施主体は、当該消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は当該消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第13条の規定による確定をいう。）の日の翌年5月末日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払いにより交付することができる。

- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、補助事業の完了若しくは廃止に係る実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第10号）により、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日（事業実施主体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条 知事は、第5条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- （1） 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2） 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3） 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(補助金の返還)

- 第12条 事業実施主体は、実施要綱に定める交付要件を満たさなくなったことが明らかになった場合、速やかに返還手続きを行うものとする。
- 2 前項の補助金の返還について、事業実施主体は返還対象者からの返還を確認後、補助金返還報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の報告書の提出があった場合においては、補助金返還通知書（様式第12号）により、当該事業実施主体に対して補助金の返還を通知するものとする。

(財産の管理等)

- 第13条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第14条 事業実施主体は、取得財産等のうち不動産及びその従物並びに1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定められている取得財産等は省令に定める期間、省令に定めのない取得財産等は農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることができる。

(補助金の経理)

- 第15条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間（別表の区分1の事業に関連するものは5年間）整備保管しなければならない。

- 3 事業実施主体は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第14号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第16条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱、山梨県農地集積協力金交付事業費補助金交付要綱及び山梨県農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱は廃止する。
ただし、これらの要綱に基づき交付決定された補助金については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月24日から施行し、令和元年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【 別 表 】

区 分	経 費	補助率	事業実施主体	軽 微 な 変 更
1 農地中間管理機構事業	事業実施主体が実施要綱第3の1に規定する農地中間管理機構事業のうち、次の事業を行うのに要する経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業 (3) 遊休農地解消対策事業	定額 定額 定額	農地中間管理機構 (農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構) 市町村((3) のみ)	補助事業の目的の達成に支障を来さない変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもので、次のいずれかに該当するもの 1 経費の欄に掲げる(1)～(3)の事業の相互間における経費の30%以内の増減 2 事業費の30%以内の増減
2 機構集積協力金交付事業	事業実施主体が実施要綱第3の2に規定する機構集積協力金交付事業を行うのに要する経費(※) (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 機構集積協力金推進事業	定額 定額 定額	市町村	補助事業の目的の達成に支障を来さない変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもので、次のいずれかに該当するもの 1 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の流用 2 事業費の30%以内の増減

※ 区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の交付額は、実施要綱別記2の第10の3による配分基準に定めるとおりとする。

様式第1号（第4条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇※）交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金
交付要綱第4条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助事業の目的・内容 別紙のとおり

2 交付申請額 金 円

※（〇〇〇〇）には、別表の区分欄の事業名を記載すること。

※ 押印を省略しても差し支えない。

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

別紙2のとおり

※ 別表1の（1）又は（2）の事業は、実施要綱別紙様式第1号「〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）」を、（3）の事業は、実施要綱別紙様式第7号「〇〇年度〇〇遊休農地解消対策事業実施計画（又は完了報告書）」を、別表2の事業は、実施要綱別紙様式第3号「〇〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）」を別紙2として添付。

3 経費の配分

区 分	補助事業に 要する経費 (補助事業に 要した経費) (A+B+C)	負担区分			備 考
		国庫補助金 (A)	県 費 (B)	その他 (C)	
1 農地中間管理機構事業	円	円	円	円	
(1) 借受農地管理等事業					
ア 遊休農地又は所有者不明農地 と一体的に借り入れた新規就 農者向け研修用又は就農用農 用地等の賃料支援					
イ 新規就農者向け研修用又は就 農用農用地等の賃料支援					
ウ 農用地等の賃料・保全管理支援					
エ 研修用の農業用ハウス設置支援					
(2) 農地中間管理機構運営事業					
(3) 遊休農地解消対策事業					
2 機構集積協力金交付事業					
(1) 地域集積協力金交付事業					
(2) 集約化奨励金交付事業					
(3) 機構集積協力金推進事業					
合 計					

※ 区分欄には、機構は1の機構事業のみ、市町村は2の交付事業又は1（3）の機構事業を記載すること。（市町村は2を1に修正）

※ 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「消費税等仕入控除税額該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 県 費 そ の 他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農地中間管理機構事業 (1) 借受農地管理等事業 ア 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 イ 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 ウ 農用地等の賃料・保全管理支援 エ 研修用の農業用ハウス設置支援 (2) 農地中間管理機構運営事業 (3) 遊休農地解消対策事業 2 機構集積協力金交付事業 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分欄には、機構は1の機構事業のみ、市町村は2の交付事業又は1（3）の機構事業を記載すること。（市町村は2を1に修正）

6 添付書類

- ・機 構 ① ○○年度収支予算書（又は収支決算書）
 ② ○○年度組織体制図
 ③ チェックシート（第5条関係）
- ・市町村 ① 補助金の交付に関する規程その他参考資料

② チェックシート（第5条関係）

7 精算額及び支払方法（実績報告のみ記載）

(1) 精算額 金 円(④)

内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	実績額 ③	精算額 ③-②=④
円	円	円	円

(2) 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※ 実績報告書には、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇）計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、金 円の追加交付（減額承認）を受けたいので、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容
別紙のとおり

- ※ （〇〇〇〇）には、別表の区分欄の事業名を記載すること。
- ※ 別紙は、様式第1号の別紙を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- ※ 押印を省略しても差し支えない。

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇）計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を中止（廃止）したいので、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

年 月 日（から 年 月 日まで）

- ※ （〇〇〇〇）には、別表の区分欄の事業名を記載すること。
- ※ 中止（廃止）に係る参考資料がある場合は、当該資料を添付すること。
- ※ 押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事



〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇）交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、同補助金交付要綱別表に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
 - （2）補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき

イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

ウ 補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をしたとき

エ 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 同補助金交付要綱別表の区分の欄の1の事業について、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、遂行状況を報告しなければならない。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して10年間（同補助金交付要綱別表の区分1の事業に関連するものは5年間）、整備保管しておかなければならない。

※ (〇〇〇〇)には、別表の区分欄の事業名を記載すること。

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇）交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で交付申請した山梨県農地集積・集約化等
対策事業費補助金について、同補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届
け出ます。

1 交付決定前に着手する理由

2 交付決定前に着手する内容

区 分	事業費	着手年月日		完了(予定) 年月日
		国 費	県 費	
	円	円	円	

※ 区分の欄は、別表の区分及び経費の欄の事業名を記載すること。

3 届出に係る承諾事項

- ① 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失
を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- ② 交付決定を受けた金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- ③ 届出に係る事業は、着手から交付決定を受けるまでの期間内において、計画変更を
行わないこと。

※ （〇〇〇〇）には、別表の区分欄の事業名を記載すること。

※ 押印を省略しても差し支えない。

事業実施主体

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

区 分	総事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B/A)	残高事業費	備考
	円	円	%	円	

※ 押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇）実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり事業を完了（廃止）したので、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

1 補助金の額 金 円

2 補助事業の内容
別紙のとおり

※ （〇〇〇〇）には、別表の区分欄の事業名を記載すること。

※ 別紙は、様式第1号の別紙を用いて変更箇所は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

※ 押印を省略しても差し支えない。

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（〇〇〇〇）に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により報告します。

1 補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円

2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額
金 円

※ 消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）を添付すること。

5 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

※ （〇〇〇〇）には、別表の区分欄の事業名を記載すること。

※ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）を添付すること。

※ 内訳、その他参考となる資料を添付すること。

※ 押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
(〇〇〇〇) 概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 金 円(④)

内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算払請求額 ④	備考
円	円	円	円	

2 概算払請求の理由

3 支払方法

口座振替	金融機関名	本店 ・ 支店		
	預金種別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
	口座名義			
	名義人住所			

※ (〇〇〇〇)には、別表の区分欄の事業名を記載すること。
※ 押印を省略しても差し支えない。

番 年 月 号 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
額の確定通知書

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 1 3 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（機構集積協力金交付事業）返還報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、一部返還がありましたので、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

1 返還対象

2 返還理由

3 返還額

〇〇年度	既交付額	金	円
	（交付決定額	金	円）
	返還額	金	円
	（既返還額	金	円）

※ 交付決定通知書、額の確定通知書及び返還の詳細が確認できる資料を添付すること。
※ 押印を省略しても差し支えない。

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事

〇〇年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金
（機構集積協力金交付事業）返還通知書

年 月 日付け 第 号で報告のあったこのことについては、次の
とおり納入してください。

- 1 返還額
金 円
- 2 納入方法
別添納入通知書により納入

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体

山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)財産処分承認申請書

年度山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

- ※ (〇〇〇〇)には、別表の区分欄の事業名を記載すること。
- ※ その他参考となる資料を添付すること。
- ※ 押印を省略しても差し支えない。

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名													
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業 費	負 担 区 分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国 庫 補助金	都道 府県 費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。